



肺炎球菌感染症の定期接種

平成30年度の成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種が始まりました。肺炎球菌感染症の発生・重症化の予防のため、接種を受けましょう。なお、町では接種の重複を避けるため、65歳になる人にも個別に通知しています。

- **接種期限** 平成31年3月31日
- **接種対象者** 次のいずれかに当てはまり、今までに一度も接種を受けたことがない人が対象です。
①今年度、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人
②60歳以上65歳未満で、心臓やじん臓、呼吸器に重い病気がある人（身体障害者手帳1級程度）及びヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人で接種を希望する人
- **料金** 2,500円 ※上記対象者のうち生活保護受給者は接種料金が無料です。医療機関に診療依頼書を提示してください
- **接種できる医療機関** 県内の指定医療機関。事前に予約が必要です

▷定期接種に該当しない人へ

町では、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種にかかる費用の一部（3,500円）助成しています。必ず町内の医療機関に予約のうえ、かかりつけ医と相談して接種を受けてください。なお、任意接種のため、料金は医療機関ごとに異なりますが、おおよそ8,000円～9,000円程度です。料金から3,500円（助成分）を差し引いた金額を医療機関窓口でお支払いください。

- **助成対象者** 次の要件すべてに該当する人が対象です。
①鞍手町に住民登録（接種当日）がある満65歳以上の人
②上記の定期接種に該当しない人
③これまでに肺炎球菌感染症の予防接種を受けたことがない人または接種後5年を経過した人
④任意の予防接種に対して健康保険の適用がない人

母子健康手帳の交付

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦本人がお越しください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）、個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証等）

総合健(検)診のお知らせ

生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

とき	ところ
6月6日(水)、7日(木)、8日(金)	中央公民館
7月8日(日)、9日(月)、10日(火)	総合福祉センター

- **受付時間** 午前8時30分から10時30分まで。健診の案内票をご覧ください、受診してください
- **申込方法** 健診を希望する人は、申込書を送付しますので、電話でご連絡ください。申込書には必要事項を記入し、希望する健診日の1か月までに返送してください
- **健(検)診内容** 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス・結核検診）、特定健診、基本健診
- **申し込み** 総合福祉センターまで

乳幼児健診・相談

5月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



区分	期日	対象児
4か月健診	5月17日(木)	平成29年12月19日から平成30年1月17日生まれ
7か月健診	5月24日(木)	平成29年9月29日から平成29年10月26日生まれ
12か月健診		平成29年5月1日から平成29年5月31日生まれ
1歳半健診	5月10日(木)	平成28年10月6日から平成28年11月10日生まれ
3歳健診		平成27年4月6日から平成27年5月10日生まれ
乳幼児相談	5月8日(火)	平成30年2月10日から平成30年3月9日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。



こんなときには 14日以内に 必ず届け出を

加入は世帯単位で、届出は14日以内に

国保へは世帯単位で加入し、加入手続きは世帯主が行うことになっていきます。世帯主は自分の家族に異動があったときは、14日以内に届出をしなければなりません。

家族一人ひとりが
みんな被保険者です

国保では、加入は世帯単位ですが、家族一人ひとりが皆、被保険者です。保険証は被保険者ごとに交付されます。同じ住居に住んで生計が一緒の人は同じ世帯となります。住み込みの店員やお

手伝いさんなどでも、雇用主と同じ住居で生活をし、賃金の支払いがなく、生計を一にしているとは認められない場合は、雇用主と同じ世帯になります。また、賃金の支払いがあり、生計が別であると認められる場合は、それぞれ別の世帯となります。

届出が遅れると：

- ① 保険税をさかのぼって払わなければならない
 - ② 医療費を全額自己負担しなければならない
 - ③ 後で医療費を返さなければならない
- という場合がありますのでご注意ください。

◆ 国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた	印かん、ほかの市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印かん

◆ 国保から脱退するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村へ転出する	印かん、保険証
職場の健康保険に加入した	印かん、国保の保険証、職場の健康保険証
生活保護を受けるようになった	印かん、保険証、保護開始決定通知書
国保の加入者が死亡した	印かん、保険証、預金通帳、会葬御礼状等

◆ そのほかのとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わった	印かん、保険証
世帯が分かれた、一緒になった	印かん、保険証
修学のため住所を変えた	印かん、保険証、在学証明書
保険証をなくした、汚れて使えなくなった	印かん、使えなくなった保険証
世帯主や加入者の名前が変わった	印かん、保険証

※各種届出には、身分証明書の提示が必要です。

国民健康保険（国保）に加入している世帯の全員、またはその一部の人に次のような異動があった場合には、14日以内に役場保険健康課国保年金係へ届出をしてください。届出を忘れたり、遅れたりすると、保険証を使った医療が受けられないことがあります。

